

「佐賀県新業態スタート支援事業補助金」について（FAQ）

R2.7.31 更新

問1. 補助金の対象者を教えてください。個人事業主も対象になりますか？

答1. 個人事業主も含まれます。県内に店舗があり、新型コロナ対策として販路開拓等のために新たな業態に取り組む事業、若しくは業種別ガイドライン等に取り組む事業等への取組を行う中小企業の方が対象となります。ただし、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者は給付対象となりません。

【中小企業者の定義】

業種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下
小売業	5000万円以下	50人以下

ただし、次の①から③のいずれかに該当する中小企業は対象外です。

- ①発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ②発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

【店舗の定義】

「店舗」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ・事業のために所有又は賃貸借している施設において、店舗名（屋号）を掲げて常設的に広く物品、サービスの提供を行っているもの
(例：2つの店舗と別に1つの管理事務所がある場合
⇒ 店舗の数「2」（注：管理事務所等は店舗にはあたりません。))

問2. 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）、組合（農業組合、生活協同組合、中小企業等共同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合（LLP）は、資本金又は従業員の基準を満たせば中小企業に該当しますか？

答2. 対象となりません。

問3. これから開業する人は対象になりますか？

答3. 申請時点で開業していない創業予定者（例えば、既に税務署に開業届を提出している、開業届上の開業日が申請日より後の場合）は対象外です。

問4. 補助金の申請期間（募集期間）を教えてください。

答4. 募集期間は以下のとおりで、各期日までの消印有効です。

第1次募集：令和2年6月12日（金）まで

第2次募集：令和2年7月10日（金）まで

第3次募集：令和2年8月7日（金）まで

問5. 複数回（1次募集、2次募集、3次募集の全て申請）、交付を受けることは可能ですか？

答5. できません。

問6. 補助金の金額や条件を教えてください。

答6. 補助対象事業に係る経費（補助対象経費）の3分の2に対して補助金が支給されますが、1店舗あたりの上限額は20万円です。複数の店舗を運営されている場合は店舗数に乗じた金額を申請していただくことが可能です。

例) 上限20万円×3店舗＝60万円

ただし、補助金申請の際の補助対象経費額は7万5千円以上ですので、ご注意ください。また、予算が上限に達した場合は、予算の範囲内において按分額を交付しません。

問7. どのような事業が対象となりますか？

答7. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者が、新型コロナ対策として販路開拓等のために新たな業態に取り組む事業、若しくは業種別ガイドライン等に取り組む事業が対象となります。以下のような事業を想定しています。

- 感染防止対策となる取組例
 - ・消毒設備（オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入（物品購入費）
 - ・消毒液、アルコール液の購入（消耗品費）
 - ・マスク、ゴーグル、フェイスシールドの購入（消耗品費）
 - ・アクリル板、透明ビニールシート、防護スクリーンの購入（消耗品費）
 - ・換気設備（換気扇、サーキュレーター、空気清浄機等）の購入・施工（外注費、物品購入費）
 - ・体温計、サーモカメラ、コイントレーの購入（物品購入費）
- 小売業の取組例
 - ・キャッシュレス決済端末の導入（物品購入費）
 - ・ネット販売システムの構築（システム設計・運用費）
- 理容業・美容業の取組例
 - ・キャッシュレス決済端末の導入（物品購入費）
 - ・ネット予約システムの導入（システム設計・運用費）
- 外食業の取組例
 - ・キャッシュレス決済端末の導入（物品購入費）
 - ・デリバリー専用カウンター設置工事（外注費）
 - ・テイクアウト容器の購入（消耗品費）
- その他の取組例
 - ・オンデマンドレッスンの撮影（委託費）

問8. どのような経費が対象となりますか？

答8. 以下が主な対象経費です。

経費区分	内 容
事業費	印刷製本費、通信運搬費、資料購入費、消耗品費、会議費、施設等利用料、借料、広報費、外注費、システム設計・運用費、委託費、物品購入費（単価が50万円未満（税抜）のもののみ）等
その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

問 9. 5月27日（水）以降の経費が対象ですか？

答 9. 本補助金は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、緊急事態宣言の発令日である令和2年4月7日（火）以降に行った事業が対象となります。

問 10. 事業はいつまでに完了する必要がありますか？

答 10. 事業の完了については、令和2年9月30日（水）が期限となっています。
従って、**9月30日（水）までに全ての支払いを完了させる必要があります。**

問 11. 他の補助金との併用はできますか？

答 11. 国や市町など他の自治体の補助金申請と重複する経費は補助対象経費として申請することはできません。**そのため、補助対象経費が重複していない場合のみ、併用が可能です。**

なお、**国の持続化補助金制度**（**持続化給付金**制度とは異なる制度です）では、新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を受けながらも販路開拓等に取り組む事業者には最大100万円（一般型の場合）までの補助があります。対象経費が異なる場合は申請が可能です。

（参考）

	新業態スタート（県）	持続化補助金（国）	
		一般型	コロナ特別対応型
対象者	中小・小規模事業者	小規模事業者	小規模事業者
補助額	上限20万円	上限50万円 +50万円（事業再開枠）	上限100万円 +50万円（事業再開枠）

問 12. 本社が他県にあって、店舗が佐賀県内にあるが対象となりますか？

答 12. 佐賀県内の店舗が対象となります。

例) 本社が福岡県、店舗は福岡県3店舗、佐賀県2店舗 ⇒ 2店舗分が対象です。

問 13. 申請方法は郵送のみですか？

答 13. 郵送のみでの受付となります。

県のホームページから申請書等をダウンロードしていただき、添付書類等を同封の上、産業政策課に郵送してください。

なお、県のホームページにアクセスできない場合、**6月上旬**をめぐりに県内各市町の商工担当課、県内の商工団体の窓口申請用紙を配置する予定です。

また、感染防止対策として、持参での受付は行っておりません。

問 14. 代理の名義で申請は可能ですか。

答 14. 申請は、法人（代表者）、個人事業者ともに、本人による申請が必要です。

問 15. 創業したばかりで交付申請書の添付書類「事業者情報」の財務情報が記入できないがどうしたらいいですか。

答 15. 創業1年未満で財務情報の記載できない場合はその旨を記載してください。

問 16. 補助金は、いつ交付されますか。

答 16. 補助金の交付は通常、適正な請求書到着から2週間程でご登録の口座に入金する予定です。

なお、実績報告書等の内容確認の際に対象外の経費が認められる場合には、交付決定通知の補助額から減額して交付することがあります。

問 17. 事業を完了しないと補助金は交付されないのでしょうか。

答 17. 概算払いでの請求が可能です。交付が決定した方には交付決定通知を送付します。

事業完了前に補助金交付をご希望の方は、交付決定通知が届いた後、概算払請求書（様式第8号）を提出してください。 ※手引きに流れを記載

問 18. 申請者と口座名義人が異なってもよいですか。

答 18. 申請者と口座名義人は一致している必要があります。

問 19. 性風俗の店舗も、補助金の対象となりますか。

答 19. 対象になりません。

問 20. 無店舗ですが、補助金の対象となりますか。
(例：フリーランスのインストラクター など)

答 20. 当補助金は新型コロナ対策としてお客様への感染防止を図ることを前提としているため、**原則として、店舗若しくは事業所を対象**としております。ただし、無店舗でも業務の実態を客観的に判断できる書類があり、新型コロナウイルス対策としての補助対象経費の証拠書類が揃っている場合は、産業政策課までご相談ください。

問 21. 臨時アルバイトなどの人件費や交通費は対象となりますか。

答 21. 対象となりません。

問 22. 機械・設備のリース料は対象となりますか。

答 22. リース料は対象となります。ただし、新たな業態への取組や業種別ガイドライン等への取組が本事業の補助対象となりますので、既存の事業に係る費用（通常の生産活動のために使用するもの）は対象外となります。事務所等に係る家賃は対象外です。ただし、既存の事務所賃料ではなく、新たな販路開拓の取組の一環として新たに事務所を賃貸する場合は、対象となることがありますので産業政策課にご相談ください。

注：不動産の購入・取得費、修理費、車検費用などは対象となりません。

問 23. 金融機関などへの振込手数料は対象となりますか。

答 23. 対象となりません。

問 24. デリバリー用のバイクは、補助金の対象となりますか。

答 24. 新たな業態への取組として購入したデリバリーバイクについて、次の要件を満たす場合には対象となります。

- ・デリバリー専用であること
- ・単価が50万円を超えないこと
- ・補助対象期間（9月30日まで）中の業務日誌を証拠書類として提出すること

問 25. 中古品の購入は対象経費となりますか。

答 25. 中古品の購入は、一定条件のもと、補助対象経費として認めます。
中古品の購入が補助対象経費として認められる条件は、次のとおりです。

- ①単価が50万円（税抜）未満であること
- ②中古品購入の際には、価格の妥当性を示すため、複数（2社以上）の中古品販売事業者（個人からの購入やオークション（含むインターネットオークション）による購入は不可）から同等品についての複数者から見積（見積書、価格表等）を取得すること
- ③購入した中古品の故障や不具合にかかる修理費用は、補助対象経費として認められません。また、購入品の故障や不具合等により、補助事業計画の取り組みへの使用ができなかった場合には、補助金の対象にはできません。

問 26. 添付書類である店舗等外観写真について、自宅が事務所ですがその場合の写真はどうすればよいですか。

答 26. 自宅の外観写真を添付してください。また、店舗名や事業所名を掲げていない場合も外観写真を添付してください。

問 27. 広報費（PR費用：ポスター・チラシの外注・印刷費）で作成した配布物はどのように管理したらよいですか。

答 27. 受払簿（任意様式）によって、購入日、購入量、配布日、配布数等を管理する必要があります。広報物は、事業を継続するための感染拡大防止に必要な周知・PRのための外注に要する経費が対象となります。通常の生産活動のための投資費用、単なる更新の費用は補助対象となりません。

問 28. 個人事業主で開業届けがありません。何を提出したらいいですか。

答 28. 開業届けが紛失等でない場合は、直近の確定申告（第一表、第二表、収支内訳書（1・2面）または、所得税青色申告決算書（1～4））をご提出ください。

問 29. 見積書の提出に金額等の基準がありますか。

答 29. 市販で購入できるものについては、必要ありません。

問 30. どのような経費が補助対象となりますか。

答 30. 以下のような「新たな業態への取組」や「業種別ガイドライン等への取組」が対象となります。ただし、事業を継続するための感染防止対策に必要な経費が補助対象となります。通常の生産活動のための投資費用、単なる更新の費用は補助対象となりません。また、受払簿（任意様式）によって、購入日、購入量、使用日、使用量等を管理する必要があります。

- (1) 消毒費用（消毒設備（オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入費、消毒作業の外注費、消毒液・アルコール液の購入費）
- (2) マスク費用（マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入費）
- (3) 清掃費用（清掃作業の外注費、手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・漂白剤の購入費）
- (4) 飛沫対策費用（アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカールの購入費・施工費）
- (5) 換気費用（換気設備（換気扇、空気洗浄機等）の購入費）

問 31. レシートは領収書の代わりになりますか。

答 31. レシートは不可です。以下のものが領収書として認められます。また、証拠書類（領収書等）は、第三者が見ただけで分かるようにしてください。①書類の発行日、②書類の宛名、③書類の名称、④金額、⑤書類の説明（内容）、⑥書類の発行者等、といった項目が記載されたものをご用意ください。

- (1) 領収書・預金通帳の当該部分、振込の控えや振込が完了したことがわかるネットバンキングの記録のプリントアウト など。
- (2) クレジットカード払いの場合は、カード会社からの明細や購入したものの内訳がわかる書類、および口座から引き落とされたことがわかる書類（通帳等のコピー）。

領収書参考図

【①】 2020年〇月〇日
【②】 〇〇株式会社 御中
【③】 領収書
【④】 ¥110,000.-（消費税10%を含む）
【⑤】 但し □□代として
【⑥】 ××株式会社 (住所) (TEL) 印

問 3 2. 補助対象経費以外を含めた領収書も証拠書類になりますか。

答 3 2. 内訳が記載された見積書・請求書・納品書等、補助対象経費となった該当部分がわかるものを提出してください。

問 3 3. 4月7日より前に見積り等を行い、4月7日以降に支払いました。対象になりますか。

答 3 3. 対象になりません。事業開始が4月7日以降なので見積り・発注・納品・支払いが全て4月7日以降でなければなりません。

問 3 4. A商品は支払いまで終わり、B商品を購入検討しています。様式は1号と2号どちらの申請書を提出したらよいですか。

答 3 4. 様式第2号で提出してください。申請時点で購入検討分を含む場合は事業が完了していないものとみなします。

問 3 5. 申請する代表者（法人及び個人事業主）のクレジットカードではなく、従業員のクレジットカードで支払いました。補助経費として見ることはできますか。

答 3 5. 問の場合、「立替払い」となりますので、下記の証拠書類の両方を揃えてください。

- (1) 補助対象期間中に、当該クレジットカード払いにかかる引き落としが確認できる書類。
- (2) 補助対象期間中に、補助事業者と立替払い者との間で精算が確認できる書類。

問 3 6. 実績報告書で成果物（写真等）とありますが何を提出したらよいでしょうか。

答 3 6. 施工前後の写真や、事業実施の取組がわかる写真等を提出してください。
例えば、換気扇工事を実施される場合は、工事前と工事後の様子がわかる写真を提出してください。

問 3 7. キャッシュレス決済の導入を考えています。iPad は対象経費に含まれますか。

答 3 7. iPad 等の汎用性が高いものは対象外です。周辺に付属する機器（キャッシュレス端末機器）は対象となります。（汎用性のある HDMI ケーブル等は対象外です。）

問38. 商品購入した時の送料は対象経費になりますか。

答38. 対象となりません。

問39. ポイントや小切手で支払いました。対象になりますか。

答39. 対象外となります。下記の支払いについても対象外としております。

(1) 仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券

(2) 自社振出・他社振出に関わらず小切手・手形での支払い、相殺による決済